新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について（通知）

日頃、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に御協力いただきありがとうございます。

県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第２４条９項に基づき、催物（イベント等）開催制限の協力要請を行っているところです。

開催にあたっての上限人数については、段階的に緩和をしてきたところですが、７月末をもって緩和する予定であったところ、令和２年７月２７日に、８月末まで緩和時期を延期したところです。

このたび、県内や近隣都県の感染状況等を踏まえ、再度、緩和時期を延期し、９月末まで現在の開催制限を維持することとしました。なお、今後の感染状況等を踏まえ、見直す場合があります。

引き続き、感染拡大防止対策に御理解・御協力をお願いします。

（連絡先）
千葉県商工労働部経済政策課政策室
電話：０４３－２２３－２７６９
E-mail：keisei11@mz.pref.chiba.lg.jp